

令和6年 第9回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和6年9月25日(水) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	3条許可に伴う営農計画書の審議について
日程第4	農業経営基盤強化促進事業について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当専門員	成田 雅彦
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第9回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「7番 深井一郎委員」と「9番 飯塚信利委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は■■■地内の田1筆で、面積は631㎡でございます。譲受人は宮代町内にお住まいの方で譲渡人は宮代町内にお住まいの方1名と東京都にお住まいの方の計3名です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請地の後ろ側の農地である■■■■■■が譲受人の所有地であるため、以前から譲受人が耕作しています。今後、今回の申請地である■■■■■■も利用して一体的に管理をしていく希望があり、譲渡人と話し合いを行った結果、所有権を移転することになったため、今回申請に至ったものです。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■及び■■■■■■の北側に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、「米」を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に11筆、総面積は2,575㎡になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく「判断基準4点」と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「田植機」、「乾燥機」を各1台所有しており、本人が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人が年間240日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

当該地につきまして、事務局、会長と現地の確認を行って参りました。

当該地につきましては今、水は溜まっておりませんし、若干草が生えかかっているという状況ではありますが、農地として適切に管理されておりますので特に問題はないと思います。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

(■番 ■■委員)

地元委員です。■■委員のおっしゃる通り特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

譲受人が私の地元の方なのですが、この方はずっと会社にお勤めになっていましたが退職されて、所有地の一部はかなり荒廃していたんですけども、自分で木を切って草を刈って農地に戻したということです。その体力があればこれから農地として管理できると思いますし、特に問題はないと思います。

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第22号「3条許可に伴う営農計画書の審議について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。

今回の案件は、前回皆様にお配りした営農計画書の審議となります。詳細につきましては、お手元の議案書等の資料またはモニターを御覧ください。

今回の案件に関しては、皆様からの御質問・御意見はございませんでしたので、そのまま審議に移らせていただきます。よろしく願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しましては、「申請者については3条許可见込み有」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」を

お願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「申請者については3条許可見込み有」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第23号「農業経営基盤強化促進事業」についてを上程いたします。今月は新規の案件が3件、更新の案件が3件ございます。全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめて御審議お願い申し上げます。それでは新規案件について事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。本案件は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権を設定するものです。今月は新規の案件が3件、更新の案件が3件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。

それでは、新規案件について御説明いたします。

1番については、■■■■■■■■地内にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は杉戸町大字下高野にある農業法人で、現在の耕作面積は780.14a、今回利用権を設定する面積は、437㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間です。

2番については、■■■地内にある田5筆です。権利の設定を受ける者は■■■地内にお住まいの方で、現在の耕作面積は347.80a、今回利用権を設定する面積は、合計8,348㎡です。設定する利用権の種類は「賃借権」で、期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間です。

3番については、■■■地内にある畑3筆です。権利の設定を受ける者は道佛3丁目にお住まいの方で、現在の耕作面積は221.96a、今回利用権を設定する面積は、合計1,614㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借権」で、期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日までの10年間です。

以上で説明を終了いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

それではまず1番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それでは1番に関しましては、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、1番については「決定」とすることといたします。

続きまして2番について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

2番についてですが、こちらの土地は確か中島地区の圃場整備の区域に入っていると思うのですが、圃場整備の期間と重複しないんですか？

(7番 深井委員)

切り替わるんですよね。

(6番 関根委員)

1回切るということですか？

(事務局)

その通りです。いずれ農地中間管理事業による転貸手続を行うこととなりますので、その際には、現に利用権設定で貸借が行われている農地については、一旦、解約の手続きを行うこととなります。

(6番 関根委員)

分かりました。

(会長)

他に御意見ありませんでしょうか。

御意見ないようでございます。それでは2番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いもうしあげます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、2番については「決定」とすることといたします。

続きまして3番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それでは3番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、3番については「決定」とすることといたします。

続きまして4番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それでは4番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、4番については「決定」とすることといたします。

続きまして5番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それでは5番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、5番については「決定」とすることといたします。

最後に6番について御審議お願い申し上げます。

御意見ないようでございます。それでは6番に関しまして、「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、6番については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告お願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が9月10日となっております。10日までに4条届出が1件、5条届出が3件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和6年第9回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

令和6年10月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____